

要 望 書

- 1 官側が、木屑を業者の指定する場所まで搬入を含めて、島松駐屯地から往復で3時間以内（恵庭市・千歳市・苫小牧市・北広島市・札幌市）
- 2 計量については、木屑の搬入の都度車両ごと測定できる施設があること
- 3 木製パレットは解体せずに搬入可、また廃木材（15 cm×8 cm×2 m以下）に釘やネジ等が混在可であること